令和6年度

葛城市財政健全化及び経営健全化審査意見書

葛城市監査委員

葛 監 第 82 号 令和7年8月19日

葛城市長 阿古和彦様

葛城市監査委員 宅 康次

葛城市監査委員 川村 優子

令和6年度葛城市財政健全化審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、審査に付された令和6年度葛城市財政健全化について審査しましたので、その結果を次のとおり意見を付して提出します。

葛 監 第 83 号 令和7年8月19日

葛城市長 阿古和彦様

葛城市監查委員 宅 康次

葛城市監查委員 川村 優子

令和6年度葛城市水道事業並びに下水道事業経営健全化 審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、審査に付された令和6年度葛城市水道事業並びに下水道事業経営健全化について審査しましたので、その結果を次のとおり意見を付して提出します。

令和6年度葛城市財政健全化審査意見書

第1. 審査の概要

財政健全化審査については、市長から提出された健全化判断比率並 びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されてい るかどうかを主眼として葛城市監査基準に準拠し、審査を実施した。

第2. 審査の期間

令和7年8月4日から令和7年8月13日

第3. 審査の結果

1 総合意見

審査に付された下記の健全化判断比率並びにその算定の基礎となる 事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められ た。

記

| 健全化判断比率 | 令和6年度比率 | 早期健全化基準 | |
|-----------|----------|-------------|--|
| ①実質赤字比率 | % 黒 字 | % 13. 26 | |
| ②連結実質赤字比率 | 黒 字 | 18. 26 | |
| ③実質公債費比率 | 7. 5 | 25. 0 | |
| ④将来負担比率 | 5. 1 | 350. 0 | |

2 個別意見

- ①実質赤字比率について 実質赤字になっておらず、良好と認められる。 なお、早期健全化基準は、13.26%となっている。
- ②連結実質赤字比率について 連結実質赤字になっておらず、良好と認められる。 なお、早期健全化基準は、18.26%となっている。
- ③実質公債費比率について 実質公債費比率は7.5%となっている。早期健全化基準の 25.0%をかなり下回っており、良好と認められる。
- ④将来負担比率について 将来負担比率は5.1%となっている。早期健全化基準の 350.0%を大きく下回っており、良好と認められる。
- 3 是正改善を要する事項 指摘すべき事項は、特にない。

算定方法の概要

①実質赤字比率

○一般会計等(公営企業・公営事業を除く会計)を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率

②連結実質赤字比率

○全会計(一般会計等及び公営事業会計)を対象とした実質赤字額(又は資金の不足額)の標準財政規模に対する比率

③実質公債費比率

○一般会計等が負担する実質的な公債費(元利償還金及び準元利償還金) の標準財政規模に対する比率

> {地方債の元利償還金(繰上償還額を除く)+準元利償還金}ー(特定財源+元利償還金・準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額)

実質公債費比率=(3カ年平均)

目描→(元利償還全•淮元利償還全に係)

 $-- \times 100$

標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額)

④将来負担比率

○公営企業、公社等も含めた一般会計等が将来負担すべき実質的な負債 の標準財政規模に対する比率

将来負担額-(充当可能基金額+特定財源見込額+ 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額) 将来負担比率 = - 標準財政規模-(元利償還金・準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額) 令和6年度葛城市水道事業並びに下水道事業経営健全化審査意見書

第1. 審査の概要

経営健全化審査については、市長から提出された資金不足比率及び その算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているか どうかを主眼として葛城市監査基準に準拠し、審査を実施した。

第2. 審査の期間

令和7年8月4日から令和7年8月13日

第3. 審査の結果

1 総合意見

審査に付された下記の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

記

| 比率名 | 会計の名称 | 令和6年度比率 | 経営健全化基準 |
|---------------------------|--------------|---------|---------|
| <資金不足比率> 公営企業ごとの資金不足比率 | 水 道 事 業下水道事業 | 黒字 | 20.0 % |

2 個別意見

資金不足比率について

水道事業会計及び下水道事業会計については、それぞれ資金不足になっておらず良好と認められる。なお、経営健全化基準は20.0%となっている。

3 是正改善を要する事項 指摘すべき事項は、特にない。

算定方法の概要

かすび

以上が令和6年度葛城市財政健全化並びに経営健全化審査の結果であるが、これら4つの健全化判断比率や資金不足比率のうち、一つでも基準を超えた場合、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、財政健全化計画又は経営健全化計画を定め、議会の議決を経て速やかに市民にこれらを公表し、財政健全化に取り組まなければならないこととなっている。

葛城市の令和6年度決算においては、全ての健全化判断比率および資金不足比率が基準を大きく下回る結果となり、非常に健全な財政状況が維持されている。

前年度(令和5年度)の審査意見書では、一部指標の低下が認められ、市債の償還状況を踏まえつつ、歳入確保と歳出削減への継続的な取り組みを提言したが、令和6年度においては、実質公債費比率および将来負担比率において改善が見られ、これは評価に値するものである。しかしながら、今後の社会保障費の増加や公共施設・インフラの老朽化対策など、将来的な支出増加が想定されることから、引き続き財政運営には警戒を怠ってはならない。特に、自主財源の安定的な確保を図るため、市税等の収納率向上に努め、事業の費用対効果を厳しく見極めながら、より一層効率的かつ健全な行財政運営を推進するよう要望する。